

1 議案名

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

道路交通法の一部が改正されたこと並びに職員の旅費に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行う必要がある。

教育政策課

## 1 規則改正の理由

「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部が改正され、職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等を行うことができることとしたことにあわせて、所要の改正を行う。

また、「職員の旅費に関する条例」の一部が改正され、知事が定める旅行については、口頭により旅行命令を行うことができることとしたことにあわせて、所要の改正を行う。

加えて、道路交通法の一部が改正され、令和7年3月24日から、マイナンバーカードと一体化した運転免許証の発行が開始されることに伴い、職員の運転免許の有効期間等の確認方法に関し、所要の改正を行う。

## 2 規則改正の概要

### (1) 職員の勤務時間及び休憩時間の柔軟化

職員の勤務時間及び休憩時間について、改正勤務時間条例等に基づき、職員からの申告を考慮して定めることができることとする。

### (2) 旅行命令方法の一部簡素化

旅行命令について、旅行命令簿又は総務事務システムにより命ずるものとしていたものに加え、改正旅費条例に基づき、知事が定める旅行については、口頭により旅行命令を行うことができることとする。

### (3) 運転免許の有効期間等の確認方法の追加

これまで職員の運転免許の有効期間等を確認する方法として、運転免許証原本での確認に限っていたが、令和7年3月24日から発行が可能となるマイナンバーカードと一体化した運転免許証に関しては、原本上で有効期間等の情報の確認ができないことから、確認方法に、運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を追加することとした。

## 3 施行期日

- (1) 及び (2) 令和7年4月1日から施行
- (3) 令和7年3月24日から施行

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p> <p>担当者名 笠井陽菜</p> <p>電話番号 三二〇八</p>
<p>提案(制定)理由 道路交通法の一部が改正されたこと並びに職員の旅費に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行う必要がある。</p> <p>あらまし 一 職員の申告を考慮した勤務時間の割振りを行う場合の勤務時間及び休憩時間について、所要の規定を設けることとした。 二 口頭により命ずる出張について、所要の規定を設けることとした。 三 職員の運転免許の有効期間等の確認について、運転免許証と個人番号カードの一体化の開始に伴う所要の整備を行うこととした。 四 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、三については、同年三月二十四日から施行することとした。</p>	
<p>関係法規 道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和六年政令第三百三十四号) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第 号) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第 号)</p> <p>予算上の措置</p>	
<p>法令審査会 要・否</p>	<p>パブリックコメント 実施・省略・対象外</p>

## 徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員の勤務時間については同項の規定により教育委員会が当該職員ごとに定める勤務時間とし、当該職員の休憩時間については勤務時間条例第六条の規定及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（徳島県人事委員会規則七―一。以下「人事委員会規則七―一」という。）の規定に基づく同項の規定による勤務時間の割振り等の基準に適合するように行われた当該職員からの申告を考慮して教育委員会が定める休憩時間とする。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第四条第五項の規定により口頭により命ずる場合は、この限りでない。

第九条第三項中「をもつて」を「により」に、「休日及び」を「勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、人事委員会規則七―一第十四条第二項に規定する超勤代休日、休日並びに」に改める。

第十三条第一項中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（徳島県人事委員会規則七―一。以下「人事委員会規則七―一」という。）」を「人事委員会規則七―一」に改める。

第三十一条の見出しを「（運転免許の確認等）」に改め、同条第一項中「原本に限る」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む」に、「免許証の」を「運転免許の」に改め、同条第二項中「運転免許証」を「当該運転免許」に改める。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、同年三月二十四日から施行する。

改正案	現行
<p>(勤務時間等)  <b>第五条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員          の勤務時間については同項の規定により教育委員会          が当該職員ごとに定める勤務時間とし、当該職員の休          憩時間については勤務時間条例第六条の規定及び職員          の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（徳島県人事          委員会規則七―一。以下「人事委員会規則七―一」と          いう。）の規定に基づく同項の規定による勤務時間の          割振り等の基準に適合するように行われた当該職員か          らの申告を考慮して教育委員会が定める休憩時間とす          る。</p> <p>4 勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職          員の週休日等については、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(勤務時間等)  <b>第五条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職          員の週休日等については、教育委員会が別に定める。</p>
<p>(出張)  <b>第九条</b> 出張は、職員の旅費に関する条例施行規則（昭          和三十五年徳島県規則第五十一号）別記様式による旅          行命令簿又は総務事務システムにより命ずるものとす          る。ただし、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年          徳島県条例第九号）第四条第五項の規定により口頭          より命ずる場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員は、出張から帰任したときは、直ちに上司に口          頭により、その概要を報告するとともに、週休日、勤          務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二          項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基          づく勤務時間を割り振らない日、人事委員会規則七―          一第十四条第二項に規定する超勤代休日、休日並びに          代休日を除き、五日以内に復命書を作成して、これを          提出しなければならない。ただし、上司の承認を得た          ときは、復命書の提出を省略することができる。</p>	<p>(出張)  <b>第九条</b> 出張は、職員の旅費に関する条例施行規則（昭          和三十五年徳島県規則第五十一号）別記様式による旅          行命令簿又は総務事務システムにより命ずるものとす          る。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員は、出張から帰任したときは、直ちに上司に口          頭をもつてその概要を報告するとともに、週休日、休          日及び          代休日を除き、五日以内に復命書を作成して、これを          提出しなければならない。ただし、上司の承認を得た          ときは、復命書の提出を省略することができる。</p>
<p>(休暇)  <b>第十三条</b> 職員は、人事委員会規則七―一</p> <p>第十四条第一項の規定          により休暇の請求をしようとするときは、あらかじめ          、諸届（願）簿（様式第八号）又は総務事務システム          により所定の手続を取らなければならない。ただし、          人事委員会規則七―一別表第二の九に掲げる休暇につ          いては、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(休暇)  <b>第十三条</b> 職員は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関          する規則（徳島県人事委員会規則七―一。以下「人事          委員会規則七―一」という。）第十四条第一項の規定          により休暇の請求をしようとするときは、あらかじめ          、諸届（願）簿（様式第八号）又は総務事務システム          により所定の手続を取らなければならない。ただし、          人事委員会規則七―一別表第二の九に掲げる休暇につ          いては、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(運転免許の確認等)  <b>第三十一条</b> 所属長は、毎年度、四月一日以後遅滞なく</p>	<p>(運転免許証の確認等)  <b>第三十一条</b> 所属長は、毎年度、四月一日以後遅滞なく</p>

<p>、運転免許を受けている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、<u>運転免許証</u>（<u>運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む。</u>）を提示させて当該<u>運転免許の有効期間</u>等を確認しなければならない。</p> <p>一 県有車両使用の承認（私有車の公務使用に関する運転登録を含む。）を受けている者又は受けようとする者</p> <p>二 通勤において自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三条に規定する原動機付自転車をいう。）を運転する者</p> <p>2 所属長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、随時、同項の規定の例により運転免許を受けている職員の<u>当該運転免許の有効期間等の確認を行うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>、運転免許を受けている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、<u>運転免許証</u>（<u>原本に限る</u>）を提示させて当該<u>免許証の有効期間</u>等を確認しなければならない。</p> <p>一 県有車両使用の承認（私有車の公務使用に関する運転登録を含む。）を受けている者又は受けようとする者</p> <p>二 通勤において自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三条に規定する原動機付自転車をいう。）を運転する者</p> <p>2 所属長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、随時、同項の規定の例により運転免許を受けている職員の<u>運転免許証の有効期間等の確認を行うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>
---	---